

2005年 3月 1日

各位

産学連携学会 非営利活動法人化の目的と現学会の扱いについて

産学連携学会

会長 湯本 長伯

1) 法人化の目的

(現)学会の目的・事業を補強し、幅を広げつつ個々の事業を深化させるため

2) 変わるところ

組織としての独立性・継続性

会計の標準化・透明性

財政運営の社会化・標準化

事業の幅広い展開

3) 具体的項目

行政・団体等からの事業を、学会自身の名義で受諾できる

同様に独自ファンドの受け入れや形成が出来る

出版・セミナーなどの継続的事业の実施

その他 会員サービスの新しい展開(次項)

4) 会員サービスの展開

以下の新しい自由度と活動の高度化を法人として推進します。

a) 新たに『会員誌』(販売価格1500円)を発刊し、学術誌には馴染まないが産学連携機構として有用な情報を共有する手段とします。 年2~4回発行を目指します。

b) 学会組織としての独立性を強化します。

c) より幅広い活動と会員母体(特に産業界との連携強化)を目指します。

d) 上記の具体化のために、会員誌発刊と連動した地域連携活動の強化を目指します。

e) 産業界連携委員会(名称は未定)の設置と「産」会員の増強を目指します。

f) 独自の収益事業(多額の収益はめざしません)を実施します。

g) 独立ファンドの設置を目指します。

h) 各種寄付金等の受け入れを強化します。

i) 財政に余裕が出来ることを前提に、若手研究者への助成事業設立を目指します。

j) 優れた業績への顕彰事業設立を目指します。

5) 現行学会の扱い

3月31日をもって活動を停止し、全ての資産等は(法人)産学連携学会へと寄付されます。最後の総会は、大会時に行います。現在は1つの事業を2つの学会が協力して行っている形です。

6) (法人)産学連携学会の解散等

法人法により定められた一般的手続きに従います。解散時は、認証機関にすべて寄付となります。

草々